



茨城労働局発表
令和元年 10月1日(火)

【照会先】
茨城労働局労働基準部監督課
課長 工藤 俊平
主任監察監督官 熊岡 秀織
(直通電話)029(224)6214

11月は「過労死等防止啓発月間」です。「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

～ 過重労働解消のための要請など各種取組を実施～

茨城労働局(局長 福元俊成)では、11月の「過労死等防止啓発月間」に実施する「過重労働解消キャンペーン」(資料1)に先立ち、10月に使用者団体や労働組合(以下「労使関係団体」といいます。)に対し、過重労働解消への労使の主体的な取組のための協力要請や、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて行います。

茨城県の年平均(平成30年)による月当たりの所定外労働時間は12.7時間と全国ワースト2位(平成28年は10位、平成29年は3位)となっており、平成23年から4年連続して全国ワースト1位となっていた状況に戻る懸念があります(資料2)。

このような状況の中、当局管内の長時間労働や業務における強いストレス等を背景とする脳・心臓疾患と精神障害の労災請求件数は、平成30年度は合わせて46件に上っています(資料3)。

長時間労働の解消は、使用者が適切な措置を講じるほか、職場の実態をよく知る労使が一体となって取組むことが重要です。「過重労働解消キャンペーン」はこのための取組です。各種取組内容は下記のとおりです。

記

1 労使関係団体への協力要請

協力要請のうち、一般社団法人茨城県経営者協会に対して行う要請は、次のとおりです。

	茨城労働局長による経営者協会への要請	
要請日時	令和元年10月28日(月) 午前11時00分	
要請場所	(一社)茨城県経営者協会内 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館11階	
出席予定者	【(一社)茨城県経営者協会側】	加藤 祐一 専務理事
	【茨城労働局側】	福元 俊成 局長
当日は取材が可能です。取材をいただける場合は、10月25日(金)までに		
当局監督課(029-224-6214 ^{くまおか} 熊岡又は工藤)あてご連絡ください。		

2 「過重労働解消相談ダイヤル」の開設

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、各都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時:令和元年10月27日(日)

実施時間:9:00~17:00

フリーダイヤル:0120(なくしましよ^う長い残業)713

3 「過労死等 防止対策推進シンポジウム」の開催(資料4)

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指し、過労死を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めることを目的として、過労死防止対策推進法に定める「過労死等防止啓発月間」を中心にシンポジウムを開催します。

外部講師による基調講演「パワハラ関連法案と今後のパワハラ防止対策」及び過労死遺族による体験談発表の他、企業による過重労働の防止対策事例の発表を行う予定です。

開催日時:令和元年11月7日(木)

開催場所:水戸プラザホテル ガーデンルーム(茨城県水戸市千波町2078-1)

定員:約100名

「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

4 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

「ベストプラクティス企業」とは、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行って、実績を上げている企業をいいます。

5 重点監督の実施各種相談等から長時間・過重労働が疑われる事業場等への監督指導を重点的に行います。

等の取組を行います。なお、4については後日改めてお知らせします。
過重労働解消のためのセミナーについては、以下のとおり開催しました。

6 過重労働解消のためのセミナーの開催

日時 令和元年9月12日(木)

場所 TKP スター貸会議室水戸駅前 カンファレンスルーム6A
(水戸市宮町2丁目3-8 水戸駅前総研ビル6階)

(添付資料)

- 資料1 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。(リーフレット)
- 資料2 茨城県の月間所定外労働時間(平成30年平均)
- 資料3 全国と茨城労働局内における脳・心臓疾患の労災請求件数の推移
(平成21~30年度)
全国と茨城労働局内における精神障害の労災請求件数の推移
(平成21~30年度)
- 資料4 過労死等防止対策推進シンポジウム(リーフレット)